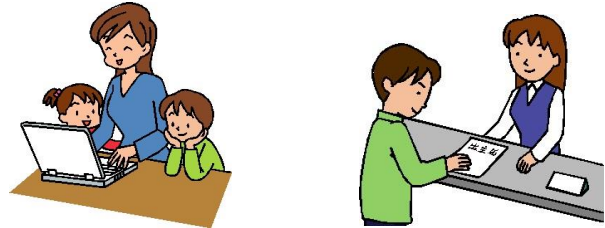


士別市空き家・空き地バンク

【空き家・空き地の購入又は賃貸を希望する方】

①空き家・空き地の情報を調べましょう



士別市のホームページ、空き家対策推進本部事務局で情報をご覧ください。

②お問い合わせください



- 登録されている物件、利用方法などについて、担当者が説明いたします。電話・FAXでのお問い合わせ又は、窓口に直接お越しください。
- 詳しいお問い合わせ先は、裏面をご覧ください。

③物件の確認をしましょう



士別市職員が申込者を登録物件の現地へご案内いたします。

④利用申し込みをしましょう

- 物件の購入・賃貸などを希望される方は「購入等申込書」を提出していただきます。
- 購入等申し込みの内容を確認します。

お申し込みができる方は？

- 士別市に居住する又は居住を予定している方です。

これで購入等申込みは完了いたしました

- 申込を受理いたしましたので、これで購入等申込みは完了です。
- 登録申込者へ購入等申込者の氏名、連絡先をお知らせします。

以降の手続き

- 以降は、購入等申込者と登録申込者との当事者でお話をさせていただきます。



さほっち！私たちは、空き家、空き地を持っているのですが、そろそろ管理も負担になってきたので、売却や賃貸を考えているけど、どうしたら良いかね？

そういうことでしたら、空き家と空き地を活用していただくために、登録できる制度が士別市にありますので、そちらに相談してはいかがでしょうか？



それで？

空き家や空き地の情報を見た方から、「この空き家を購入（賃貸）したい」と申し込みがあると、士別市が登録者と申込者を繋いでくれるよ。

士別市空き家・空き地バンク

空き家と空き地情報を集めて、広く市民の皆さんに提供することによって、空き家と空き地を次世代に円滑に引き継ぎ住環境を守り、そして、二地域居住用住宅、移住者向け住宅、合宿の宿泊施設などへの活用の可能性も大きく、地域の活性化を図るために「士別市空き家・空き地バンク」を創設しました。



空き家・空き地を購入又は賃貸を希望している方は、左のページをご覧ください。

空き家、空き地を登録したい方は右のページをご覧ください。



■詳しいお問い合わせ先は、裏面をご覧ください。

士別市空き家・空き地バンク

【空き家・空き地を登録したい方】

①登録のお申込み

- 登録のお申し込みは、市役所の窓口にお越しください。
- 受付時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までです。
- 受付窓口は、士別市役所空き家対策推進本部事務局(2階)又は建築課(3階)
※金曜日は、建築課のみの受付となっています。



②登録内容の確認と現地調査



- お申し込み受領後に登録内容の確認を行います。
※登録申込者の同意に基づいて、固定資産税情報等と照合します。
- 確認が終わりましたら物件の現地調査を市役所職員が行います。
※現地調査には、登録申込者の立会をお願いいたします。

登録ができる建物は？

- 個人が居住を目的として建築したもの。
- 空き家又は近く居住しなくなる予定の一戸建て住宅。
• 良好な管理状態にあるもの。

登録ができる土地は？

- 住宅、店舗等の建設に適当な面積があるもの。
- 良好な管理状態にあるもの。
• 農地以外のもの。

これで登録は完了いたしました

空き家・空き地バンクホームページでの公開と同時に申込者へ登録が完了した(登録通知)ことをお知らせします。

これで、物件の登録が完了いたしました。



登録された物件に購入等の申し込みがある場合は、購入等申込者へ登録者の氏名、電話番号を、登録申込者へ購入等申込者の氏名、電話番号をお知らせいたしますので、以降は、当事者でお話をさせていただきます。

■士別市空き家・空き地バンクを利用する場合の**重要事項**ですので、必ずお読みください。

【ホームページの建物・土地情報】

1. 掲載の「**建物状態の情報**」・「**土地情報**」は、目視によって確認したおおよその状態であり、詳細な調査を行ったものではありません。

バンクを利用する場合は、必ず現地確認をして建物及び土地の状態を確認してください。

2. 掲載されている情報は、掲載時点から更新されていない場合がありますので、掲載時点からの経過期間及び管理状況によって建物の状態が変わっている場合があります。

バンクを利用する場合は、必ず現地確認をして建物及び土地の状態を確認してください。

3. 物件の相談、交渉、契約、改修工事などの手続きを行う場合の「**媒介（仲介）業者**」が決定している場合は、業者名を掲載いたしますので、登録申込時に必ずお知らせください。

また、後日、媒介（仲介）業者を選定する場合には、その媒介（仲介）業者が決定次第お知らせいただき、登録の場合はホームページに掲載し、利用の場合は、物件登録者に通知します。

4. 「**希望売却価格及び賃料**」は、物件の登録者が希望する価格であり、宅地・建物取引業の資格者が鑑定したものではありません。

【業者の選定と業務】

5. 不動産関係手続き及び改修等のための業者を市は斡旋しませんので、ご希望がございましたら「**協力業者一覧**」に掲載の事業所から選定して下さい。

6. 協力業者一覧に掲載の事業所は、本バンク制度の趣旨に賛同し、自ら掲載を希望した事業所であり、取引実績、工事実績、品質保証など事業所の信頼性を「**士別市**」が保証するものではありません。

7. 物件の調査、見積り、媒介（仲介）、契約などを業者へ依頼する場合は、その業務に対して「**料金**」が発生する場合がありますので、依頼される事業所と直接ご相談していただきます。

8. 調査、見積り、媒介（仲介）、契約、工事などでトラブルが発生した場合は、当事者間で協議を行っていただきます。

この場合に「**士別市**」は、その協議に介入することが一切できません。

【個人情報の取り扱い】

9. バンクを利用するにあたって知り得た個人情報を他の目的のために利用することは「**士別市個人情報保護条例**」で禁止されています。

10. 利用申し込みを受理した時点で、物件登録者の氏名、住所、電話番号、媒介（仲介）業者など、相談を行う場合に必要な個人情報を利用者にお知らせします。

同時に、物件登録者へは、利用者の氏名、住所、電話番号、媒介（仲介）業者など、利用者の所在などが明らかとなる個人情報を物件登録者にお知らせします。

【登録申請時の調査】

11. 登録申請をする物件は、「**登録申請者立会**」のもと士別市職員が目視調査を行い、登録の可否を判断し、登録が適当ではないと判断した場合は、その理由を文書により通知します。

12. 目視調査では、高所の部分、床下、小屋裏、構造、断熱状況、境界杭、地質、給排水管・器具、ガス配管・器具、灯油配管・器具、電気配線・器具、テレビ配線・アンテナ、電話配線及びインターネット接続状況は確認を行いませんので、掲載する情報は一部であり、「**士別市**」が物件の状態を保証するものではありません。

【登録物件の維持保全】

13. 登録が完了した物件は、常に良好な管理状態で「**維持保全**」を行うよう努めていただきます。

なお、管理状態が不適切で物件の破損状況等が劣悪となり、バンク登録物件として適切ではないと判断した場合は、登録を「**抹消**」する場合があります。

■お問い合わせ先

士別市空き家対策推進本部事務局

住所 士別市東6条4丁目 士別市役所2階

電話 0165-23-3121(代表) 2009(内線)

FAX 0165-22-1750

士別市建設水道部建築課

住所 士別市東6条4丁目 士別市役所3階

電話 0165-23-3121(代表) 2322(内線)

FAX 0165-22-1750

■受付時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

金曜日は、建築課のみの窓口となっております。

